

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

この工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）に規定する対象建設工事となった場合は、同法第 13 条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（以下「省令」という。）第 7 条に基づき、請負契約の当事者が、分別解体の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書面に記載しなければならない。

このため、落札者は下記の事項に留意し、速やかに上関町に対して「法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面」を提出しなければならない。

記

1. 「法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は、直接工事費とする。
2. 「再資源化に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化の施設の受入費用に、再資源化施設までの運搬費を加えたものとする。